

移入種対策における普及啓発及び調査研究に関する基本的事項 (案)

1. 普及啓発

移入種問題及び移入種対策の必要性については、国民の間に十分な理解・認識が得られている状態ではなく、特に生物多様性の保全の観点から様々な移入種対策の施策を行うことに、社会の共通認識が形成されることが望まれる。

動植物を野外に放つ行為が在来の生物の生息・生育に対する脅威となり、生態系を乱す行為であることを認識し、在来種と同様に移入種を飼育しようとする場合には野外に出さない管理を行うことを徹底する必要がある。

海外から導入した生物を国内で頒布しようとする場合には、相手方に当該生物の性質をはじめ、成長後の形態や寿命などを確実に伝えることが肝要。

業として移入種を用いる場合には、当該生物の生態的特性を理解した上で使用し、在来の生物多様性に及ぼす影響が大きいものは管理を厳重に行う必要があることを確実に理解する必要がある。

国民の共通の理解を深めるためには、学校教育の場での配慮、移入種問題が生じている地域における住民・事業者への情報提供等を進めることが求められる。

移入種対策制度を設定して実施に移すに当たっては、制度を円滑に運用するための普及事業が必要であり、例えば事前のリスク評価に必要な情報収集を支援するようなシステムの構築が望まれる。

2. 調査研究

我が国の移入種問題は、持ち込まれている生物の実態や野外への定着状況、全国的な分布、詳細な生態的特性等、細かなレベルまでみると未解明の部分が多いことから、着実な調査研究を進めていく必要がある。

国内に分布しない生物を導入する場合には、導入後の在来の生物多様性への影響等を判断するため、事前の情報収集が必要となることから、海外の情報収集やデータ整理を円滑に行う国際的な協力体制や情報管理システムが必要。

移入種の防除に関しては、同一種であっても地理的条件や動物相・植物相が地域によって異なるため、全く同じ手法は活用できない場合が多い。各種の事例から知見の蓄積を図るとともに効果的な手法に係る研究を行うことが必要。

移入種の利用に頼ることを避けるため、在来種による代替利用の研究を促進することが必要。